

陳情第7号

「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める意見書採択に関する陳情書

平成26年2月12日受理

陳情者



治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟奈良県本部
会長 田 辺 実

【陳情趣旨】

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を支持し、政府に対し意見書の提出をお願いいたします。

治安維持法が1925年（大正14年）に制定されてからことしで89年になります。

この治安維持法は、国民主権を唱え、戦争に反対し、平和を求めて闘った政党、団体や個人をも根絶する狙いで制定された希代の悪法でした。

治安維持法が制定された1925年から、廃止された1945年までの20年間に革新政党、労働組合、農民組合、宗教団体等を初め、平和主義者、知識人、文化人など数十万人に上る人々が逮捕され、送検された人は7万5681人（起訴5,162人）、警察署で虐殺された人95人、刑務所・拘留所で虐待・暴行・発病などによる獄死者は400人余に上っています。著名な作家小林多喜二は逮捕された日に拷問・虐殺され、奈良県でも水平社運動の活動家を初め数百名の人々が逮捕・拷問・投獄されました。

以上に見られるように、治安維持法は国民の当然の願いを権力で踏みにじり、国民の声を封じ、戦争拡大を容易にしました。その結果、日本は十五年戦争で310万人の日本人と2000万人のアジア諸国民を殺害し、はかり知れない惨禍をもたらしました。

日本が敗戦に当たりポツダム宣言を受諾したことにより、治安維持法は反人道的、反民主的で軍国主義を推進した最大の悪法として廃止され、この法律によって「有罪判決」を受けた人々は無罪となりました。にもかかわらず戦後日本の歴代政府は、治安維持法が人道に反する悪法であったことも、いまだに認めようとはしていません。

1993年に開かれた日本弁護士連合会・人権擁護大会の基調報告は、「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、……その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、「速やかな賠償措置の実現」の必要性を法理論的に明らかにしています。

諸外国では、ドイツは「戦争犯罪人と人道に反する罪に時効はない」という国際法に基づいて、今も戦犯を追及し、犠牲者に謝罪し賠償を行っています。韓国では、治安維持法による逮捕投獄者には、民族独立に貢献した愛国者として大統領が表彰し、懲役1年以上の刑を受けた犠牲者には年金を支給しています。アメリカ、イタリア、カナダでも謝罪しています。

私たち治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、日本国憲法第17条の規定にのっとり、国が新たに「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）を制定し、治安維持法犠牲者に一日も早く謝罪と賠償を行うよう政府に要請を続けてきています。全国的には2014年1月1日現在390市町村議会で、

意見書を採択、あるいは趣旨採択を行っています。奈良県では、大和郡山市議会、平群町議会、旧榛原町議会、一昨年9月には上牧町議会で意見書が採択されています。

以上の趣旨に基づいて、貴議会が政府に対する私たちの要請に対して御理解をいただき、さきの事項を決議し、地方自治法第99条の規定により政府に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

【陳情事項】

治安維持法犠牲者に治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定すること。